

2011 暮らしのサポーター通信

利殖商法について

ハイライト:

□今月のテーマ

利殖商法について

□お知らせ

消費者問題県民大会
の開催結果について

□交流コーナー

コラム

災害には備えよ
～恐れては生活で
きない～

「儲け話」は魅力的ですが、ちょっと考えてみてください、そんなに儲かる話なら、またそんなにうまい話なら、他人に教えるより自分（自社）で密かにやった方が儲かります。自分（自社）で密かにやらないというこは、絶対に儲かる話ではないということです。

日本には、過去にバブル期があり、高齢者を中心に株や不動産・美術品などで成功体験がある方（成功体験を見聞している方）も多く、また、現在の金融・不動産市場の低迷などが相まって、悪質な利殖商法が横行する土壌があることも確かです。だからこそ、今勧誘される儲け話は危険です。

騙される人がいるかぎり、騙す人は減りません。騙そうとしている相手の側に自分を置いて考えることと、手口やパターンを知っていることで騙しは見抜けるはずです。

今回は、全国や徳島県で起こった、比較的被害額の大きい株や社債の事例などを紹介していきますので、騙されない賢い消費者となるための参考としてください。

- はじめは比較的単純な手口でしたが、近年では消費者の投資意欲や消費者心理につけ入るなど、勧誘手口が巧妙化しています。未公開株を例に事例をあげてみます。

(ア) 複数の業者が登場し、言葉巧みに購入させる「劇場型」

聞き覚えのないAという業者から電話で、「B社の未公開株を買いませんか。上場間近です。」と言われたが断った。数日後、B社のパンフレットが送付され見ていたところ、別のC社から「もし、B社の株をお持ちでしたら、ぜひ当社で高く買い取らせてください。値上がり確実ですので」という電話があり、これは確実な儲け話だと思い込み、A社に連絡、B社株を購入してしまった。B社の株券到着後、C社に連絡したが、業者は行方不明となっていた。



(イ) 金融庁や国民生活センターなどを騙り、消費者を安心させて購入させる「公的機関装い型」

A社の株式公開準備室というところから、自社の未公開株を買わないかと電話連絡があった。その時は危ないと思い断ったのだが、後日金融庁職員を名乗るBから「未公開株による被害を調査中です」と電話があり、「最近A社から電話がありました」と言ったところBから「A社は近々上場予定の優良企業ですよ。私も欲しいくらいです。」と言われ、金融庁のお墨付きなら安心とA社株を購入した。しかし、上場どころかA社は倒産してしまった。

(ウ) 代わりに購入してくれれば、お礼を支払う（高値で買い取る）、と持ちかける「代理購入型」

A社から自宅に電話があり、「B社の未公開株を買いたいのだが、その株は特定の人しか購入できないので、代わりに購入してもらえないだろうか」と言われた。「条件として50万円余計に振り込む」というものだったので、代理購入だけで50万円ももうけられるのならと思い、B社の株を購入し、A社に電話したところ連絡がとれなくなっていた。

(エ) 過去に未公開株の被害にあった消費者に、被害回復の条件として新たに購入させたり、手数料を支払わせる「被害回復型」

以前、未公開株を購入したAさん。最近B社から電話があり、「未公開株を持っていますか。その株を買い取りますよ。その代わりに別のC社株を買ってください。」と言われ、以前の株購入代金を取り返せるならとC社株を購入してしまった。しかし、B社からの買い取り代金は未だ支払われていない。

以上は未公開株の典型的な騙しのパターンですが、社債・権利（水資源、永代供養等）・風力発電株・外国の通貨・仏像・事業への投資話など、特に劇場型は同じようなパターンで勧誘が行われていますので、御注意ください。

また、このような手口で実際に買い取り等が行われたケースは1件も確認されていませんし、いったん支払ってしまうとオレオレ詐欺と同じで、被害の回復は難しくなっています。

おかしいと思ったら、振り込む前に身近な人や消費者情報センター、警察などに御相談ください。

※その他の儲け話トラブル

・悪質な「有料メール交換（出会い系）サイト」

（お金をあげるといわれて、メール交換に50万円使ったが、結局もらえなかった。）

・ドロップ SHIPPING

（簡単に収入が入ると言われ高額なサイト作成料を支払ったのに、収入にならない。）

通信ナンバー NO. 61

★新手の儲け話、医療機関債の販売勧誘トラブル

今年度に入り、主に高齢者が電話や訪問でしつこく医療機関債の勧誘をされるといったトラブルが当センターを含む各地の消費生活センターに寄せられています。

【相談事例】

突然自宅に電話があり、「医療について興味はないか。（年金のことについて話がある。と言う場合もある。）年利4パーセントの債権を買わないか」との勧誘を受けた。怪しいと思い断ったが、後日来訪があり、「透析専門病院を新設するための債権であり、期間は5年国債と同じで元本割れしない安全な商品。2口100万円分購入すれば3カ月ごとに1万円が振り込まれる」と説明を受けた。「それほど金利のよいものなんて信じられない。」と断ったが、強引で断り切れず、申込金を1万円を支払い、代金は後日支払うことにした。本日担当者が百万円の集金に来る。断りたいが、どうすればいいか。

【問題点】

- ・ 預貯金や国債といった金融商品と誤解される勧誘が行われている。
- ・ 利益となることばかり告げ、リスクについて説明していない。
- ・ 強引でしつこい勧誘が行われている。
- ・ 認知症など判断力の低下した消費者に勧誘が行われている。
- ・ 震災に乗じた勧誘が行われている。

【アドバイス】

(1) 預貯金や国債と同じとの説明は事実ではない。

そもそも医療機関債は、医療法人にお金を貸すという金銭消費貸借契約です。

医療機関債は、預貯金や国債のような金融商品ではなく、医療法人が破産等した場合には全損のリスクがある契約です。また、償還日前は中途での換金はできません。安易に業者の話を信用せず、問題勧誘を行う業者とは契約しないでください。

(2) リスクや契約内容が確認・理解できなければ契約しないこと。

リスクや契約内容について、業者から適切な情報が提供されなかったり、理解できないようであれば契約しないでください。どのような契約かわからなければ、家族や周りの信頼できる人に相談してください。

(3) 強引でしつこい勧誘を受けても、不要であればきっぱりと断ること。

たとえ強引でしつこい勧誘をうけても、必要ない契約であればきっぱり断るようになしてください。望まない訪問を受け、帰るようはっきり告げても応じなければ、警察に通報するなど毅然とした態度で対応してください。

(4) できるだけ早く消費者情報センターに相談すること。

少しでも不審に感じたり、不本意な契約をしてしまった場合は、消費者契約法などによる取消しができる場合もあるので、できるだけ早く相談してください。

徳島県消費者情報センター

〒770-0851
徳島市徳島町城内2番地1
とくぎんトモニプラザ 5階

- ・相談電話 088-623-0110
- ・啓発受付 088-625-8285
- ・事務担当 088-623-0612
- ・ファクシミリ 088-623-0174

Email: t-shouhi@mail.pref.tokushima.lg.jp

ホームページ

<http://www1.pref.tokushima.jp/shohi/>

交流コーナー

くらしのサポーターのみなさんの質問や情報をお待ちしています。

くらしのコラム

災害には備えよ～恐れては生活できない～

ある数学者のエッセイを読んでいると、10字程度だが、気を引く表現があった。多くの人が読み過ごしてしまうことなので、少し説明を加えて、考えてみる。

某地域で地震の発生が今後数年間で87%である、と言っても、すべてが想定外の震災ではない。生活に困らない程度もあり、困っても1週間程度で復旧するものを含めてのパーセントである。

いくつかの地震が連動し、大きく津波が来る確率は言われるほど高くない。想定外の震災は、言い換えれば予測できない、確率的には扱いにくいものである。だから想定外なのだ。

災害は備えなければならないが、恐れては生活できない。

くらしのサポーター 三原茂雄

皆様にお世話になりました消費者問題県民大会につきましては、約200名の参加があり、盛況に開催することができました。本当に、ありがとうございました。



くらしのサポーター担当者より

朝晩はいくぶんしのぎやすくなってまいりました。皆様方にはいかがお過ごしでしょうか。

さて、今年度も徳島県消費者大学校が、とくぎんトモニプラザほかで、10月8日から11月26日の間の毎週土曜日（計8回）に開講いたします。募集の締切は9月12日になっています。くらしのサポーターの皆様におかれましては、「学ぶサポーター」として、大学への参加をお待ちしております。